

個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額
＜家計急変となる目安＞

令和5年度の住民税均等割が課税されているかたでも、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、年間の収入（所得）の見込が下表の金額以下のかたは、本給付金の所得要件である「家計急変」に該当します。

申請時点の世帯の人数（注）	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
2人 例：夫(婦)+子1人	828,000円	1,378,000円
3人 例：夫婦+子1人	1,108,000円	1,680,000円
4人 例：夫婦+子2人	1,388,000円	2,097,000円
5人 例：夫婦+子3人	1,668,000円	2,497,000円
6人 例：夫婦+子4人	1,948,000円	2,897,000円
申請者が申請時点で 障がい者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	1,350,000円	2,043,000円

申請時点の世帯の人数（注）

世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（所得48万円（収入103万円）以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）